

長寿医療制度からのお知らせです

○障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から長寿医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、長寿医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

○限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができませんので、入院等される場合は、役場住民福祉課又は、由岐支所住民室まで、ご申請ください。

低所得Ⅰ

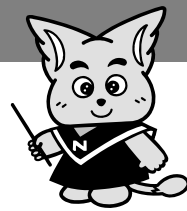
同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

低所得Ⅱ

同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

【お問い合わせ先】 美波町役場 住民福祉課 ☎ 77 - 3614 由岐支所 住民室 ☎ 78 - 2212

国民年金だより



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

年の途中から国民年金に加入された場合など、平成20年10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付をされた方については、2月上旬に控除証明書を発送することとしています。

また、平成20年11月に発送しました控除証明書の証明欄にある納付済額や見込額以上に保険料を納付されたときは、「11月に発送しました控除証明書」と、「追加で納付していただいた保険料の領収証書」を申告書に添付してください。

確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、お問い合わせ等は、控除証明書専用ダイヤルまたは社会保険事務所までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル

（平成20年11月1日～平成21年3月13日 平日9:00～17:00）

TEL 0570-070-117

- ※ 一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。
- ※ IP電話等の方は、TEL 03-6748-8882へおかけください。

【お問い合わせ先】

徳島南社会保険事務所
国民年金業務課

TEL 088-652-1511